# 国際大学IR及び自己点検・評価規程

制定 2018年7月1日改正 2020年1月29日

## (総 則)

第1条 この規程は、国際大学(以下「本学」という。)の教育研究活動及び管理運営機能等に関し、本学が自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)及び本学の教育、研究等に関するデータの収集・分析・支援(以下「インスティテューショナル・リサーチ(IR)」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (目 的)

第2条 自己点検・評価は、本学における教育研究活動及び管理運営機能の更なる向上のため、 内部質保証システムとして、教職員が一体となった自己点検・評価システムを構築し、本学の目 的及び使命を達成するために行うものとする。

2 本学のインスティテューショナル・リサーチ (IR) は、自己点検・評価を支援し、また、学内の意思決定を支援することにより、本学の目的及び使命の達成に資することを目的とする。

#### (実施)

第3条 自己点検・評価及びインスティテューショナル・リサーチ (IR) の運営・実施は、運営委員会において行う。

#### (運営委員会の任務)

第4条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、実施する。

- (1) 自己点検・評価の企画・立案及び実施に関すること
- (2) インスティテューショナル・リサーチ(IR) に関すること
- (3) 第三者評価への対応及び学内調整並びに取りまとめに関すること
- (4) 中期計画及び年度計画のPDCAに関すること
- (5) その他、自己点検・評価及びインスティテューショナル・リサーチ(IR)に関すること

# (自己点検・評価事項)

第5条 自己点検・評価は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 大学の使命・目的等に関すること
- (2) 学生に関すること
- (3) 教育課程に関すること
- (4) 教員・職員に関すること
- (5) 経営・管理と財務に関すること
- (6) 内部質保証に関すること
- (7) その他、自己点検・評価に関すること

#### (自己点検・評価の実施時期)

第6条 自己点検・評価は、原則として学年度を単位に実施し、適切なサイクルによって行うものとする。

## (IR及び自己点検・評価委員会)

第7条 運営委員会は、第4条第1号及び第2号に規定する任務を実行するために、同運営委員

会のもとに「IR及び自己点検・評価委員会」を置く。

(IR及び自己点検・評価委員会の構成)

第8条 IR及び自己点検・評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 学則第8条、第8条の2、第9条に定めるセンター及び研究所の長
- (4) 日本語、英語プログラム長
- (5) 法人本部長
- (6) 事務局長
- (7) 事務局所属長
- (8) 学長の指名する者
- 2 IR及び自己点検・評価委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 3 IR及び自己点検・評価委員会のもとにワーキンググループを置くことができる。

(自己点検・評価結果の報告及び公表)

第9条 運営委員会は、5年ごとに自己点検・評価結果を「国際大学自己点検・評価報告書」として取りまとめ、理事長に提出するものとする。

2 学長は、理事長の承認を得た「国際大学自己点検・評価報告書」を学内に公表するものとする。また、理事長が必要と認めたときは、学外に対して公表できるものとする。

(自己点検・評価結果の利用)

第10条 自己点検・評価の結果は、本学の教育研究等の改善及び充実発展のために有効に利用するものとする。

(事 務)

第11条 IR及び自己点検・評価委員会の事務は、学長戦略室がこれを担当する。

附則

- 1 この規程は、2018年7月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、2015年10月7日施行の国際大学自己点検・評価規程は廃止する。

附則

この改正は、2020年1月29日から施行する。

(第8条第1項第4項教育プログラム長の削除に伴う改正)